
第5章 自治体消防の発足

● 自治体消防の誕生

昭和20年(1945)8月15日、「ポツダム宣言」の受諾により、太平洋戦争は終結を迎えた。

連合国軍最高司令官に就任したマッカーサー元帥は、9月2日、ミズリー号上での降伏文書調印式を終え、1月7日には、早くも東京日比谷の第一生命ビルに総司令部(GHQ)を設置し、日本の占領行政を開始した。

9月22日、米国政府は、「占領初期の対日方針」を発表したが、それは日本政府に対し秘密警察の解消、諸法令の改廃、警察組織改革等の要求を骨子とするものであった。これまでの日本の警察制度は、内務大臣を頂点とする国家警察で、広範な行政権限が与えられていたことから(消防行政含む)、このような警察制度を解体することは、GHQ当局にとって占領目的を達成するための前提であった。

この方針をうけて、日本政府においても、翌年3月16日「警察制度改革草案要綱」を定めて改革に着手した。警察消防に関するGHQの主管は、民政局公安課の担当するところとなった。その手始めとしてわが国の消防が火災予防体制に弱点のあることに着目し、「火災予防に関する事項は、消火の責任をもつ消防当局が実施すべきであり、そのための組織を確立すべきである」という主旨の覚書を警視庁消防部長に手交してきた。

これを受けて、警視庁は昭和21年9月、消防部に予防課を、各消防署に予防係を設置

した。翌年4月にはGHQの要請で進駐軍関係建物の火災予防と警戒のため消防職員を多数派遣することとなったが、これらの派遣職員には、火災予防措置に関して強力な権限が付与されたため、業務を通じて予防消防行政に必要な、貴重な経験を得ることができた。これが後の予防消防行政機構確立のための礎石となった。

一方、警察制度改革に重大な関心をもっていたGHQは、新警察制度の組織計画の立案にあたらせるため、ルイス・J・バレンタインを団長とする都市警察改革企画団とオスカー・G・オランダールを委員長とするオスカー地方警察企画委員会の二つの調査団を招いた。

両調査団は数ヶ月にわたる調査の結果、報告書を提出したが、両報告書とも消防を警察から分離すべきことを強く勧告していた。

この報告書を契機に、政府は警察制度改革に取り組むべく、昭和21年10月11日、「警察制度強い議会」を設置し、諮問の中で消防制度については「消防の自治体管理移行の是非」、「自治体消防機関の強化のためには如何なる方策をとればよいか」などの7点について審議されることとなった。これに対しては、

- (1) 消防は警察と分離し、市町村に担当させること。
- (2) 中央及び地方に、消防行政に関する部局を設けること。消防技術の向上、機

-
-
- 械、資材の改善検定、火災予防の科学的研究などを目的とする研究所を設置する。
- (3) 消防設備、定員に対する一定の基準を設けること。
 - (4) 都道府県、市町村消防の相互援助についての義務の方法を定めること。
 - (5) 消防活動の強力化に資するため、全国的規模の団体を設けること。
 - (6) 消防職員の待遇改善の方途
 - (7) 火災予防に関する措置方法
 - (8) 消防団を設置すること。

の8項目にわたる答申が出された。

この答申を受けた政府は、22年5月3日の新憲法及び地方自治法の施行と同時に、新警察制度を発足させるべくその法制化をいそいだ。

その後、いくたの曲折を経て「消防組織法」が同年12月9日、衆議院を経て参議院で満場一致で可決成立、同月23日法律第226号として公布された。

昭和23年3月7日、「消防組織法」の施行によって、明治以来75年間にわたり警察機構の中に包含されていた消防が、警察から完全分離独立するとともに、市町村がその責任において管理する自治体消防制へと移行することとなった。

昭和30年代に入って、わが国はようやく戦後の混乱期を脱し、各種産業は軌道に乗りはじめ、人口の都市集中が始まり、社会環境も次第に整備されて来た。

しかし、都市化、工業化は、同時に新しいタイプの災害をひきおこすことになった。防火体制の不備を内蔵していた建物や施設の

火災が頻発し、一挙に何十人もの人が焼死するような惨事が相次ぎ、消防行政は、都市化、工業化の進展に対応しうる高度化、専門化の必要性に迫られてきた。

30年代中期に入ると、国民生活、産業活動におけるエネルギー源の急激かつ大量な石油転換、石油化学の発達に対応して、石油を中心とする危険物の規制が強力に進められたほか、消防用機械器具等の検定制度が創設された。昭和35年7月、消防法の改正を行い、これを受けて36年には「消防法施行令」及び「同規則」を制定公布した。さらに建物の消防用設備の設置業務を課し、防火管理制度を発足させるなど本格的な予防消防行政のスタートを切った。同時に国、地方を通じる総合的な防災体制を確立するため、同年11月15日、「災害対策基本法」を制定、翌37年7月10日から施行した。

一方、従来から一部大都市の消防で行なっていた救急業務を広く実施すべきであるとの見解から38年消防法上に明文化された。

●「消防団令」の制定

郷土愛護の精神をもって水火災の警戒、鎮圧に従事してきた義勇消防制度は、その源を江戸町火消にみることができる。やがて明治となって官制消防制度になっても、消防要員の主力は消防組員で構成されていた。

以来、水火災と闘ってきた消防組も、戦時下防空消防時代の移行により昭和 14 年勅令を持って「警防団」に衣替えし、空襲下に身を挺して火災と闘ってきた。

太平洋戦争が終結するとともに戦時的任務から解放されたが、町や村の火災は休むことなく発生し、本来の義勇消防の性格にもどることとなった。

昭和 22 年 4 月 30 日、「消防団令」勅令第 185 号により、警防団は廃止され、新たに市町村に消防団が設置されることとなった。

しかし、前年 12 月 23 日に「消防組織法」が制定されたことに基づき、昭和 23 年 3 月 24 日、新たに政令 59 号をもって「消防団令」が公布され、消防団は各市町村の任意設置となった。

さらに、同年 7 月 24 日、「消防組織法」の一部が改正され、同政令に規定されていた消防団に関する基本的事項は、法律で定めるべきものとするという建前をとって「消防組織法」に組入れられたが、その設置については、地方的な要求に応じることとして、市町村長の判断にゆだねられた。

消防団の施設、装備は「消防組織法」第 33 条の規定により、警防団が使用していたものをそのまま引き継いだ。手引動力ポンプ、腕用ポンプがほとんどで、旧式なため満足に

使用できるものはなかった。しかし、地元住民の協力により手引ガソリンポンプを主力として、昭和 30 年代に入ってから次第に装備については充実していった。

● 自治体消防行政の展開

昭和 30 年代から 40 年代半ばまで、日本経済は驚異的な成長を遂げたが、昭和 46 年のドルショック、昭和 48 年のオイルショックを契機に、社会経済は大きな転換期を迎えた。この間、消防行政もまた、時代の変遷に対応しつつ、自治体消防制度の定着、発展のため、努力を重ね、より効果的な対応を迫られ続けた。

消防の常備化は著しく展開し、昭和 49 年、市のすべてを常備化することとし、これと併行して、施設、装備の科学、近代化が強く推進されていった。

人類の文化と文明の追求は、石油時代の到来とともに、その姿を大きく変え、さらに原子力時代への突入は、社会の様相を一変させていった。

大都市の過密化、地域開発の波は、横の空間を埋め尽くしながら、縦の空間へと伸びていく。さらに、山や海も開発という名の下に一大工業地帯へと変貌を遂げていった。

消防は、火災その他の災害から国民の生命、身体及び財産を守ることを任務とし、地方公共団体の行なう行政の中でも、住民の安全を保持することを目的とした消防行政は、教育、福祉等と並んで大きな分野を占めている。

消防組織法及び消防法を基礎に形成された現在の消防制度は、制定以来数多くの改正を行い、また、消防に関する多数の法律が制定されている。

消防の任務も多様化・複雑化し、近年大きく変化していった。

平成 7 年には、震度 7 という直下型の阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害を被ることとなり、この地震以降、国では、広域消防応援体制を強化し、緊急消防援助隊を発足した。

また、同じく、平成 7 年に発生した地下鉄サリン事件後、各消防機関では、化学災害を始めとする原子力災害・生物災害、いわゆる NBC 災害にも対応できる体制・資機材等を強化している。

さらに、平成 13 年に発生した米国同時多発テロ以降は、従来の地方公共団体や消防の任務の性格に、新たな局面を向かえた。

国では、大規模テロ等の武力攻撃事態等において、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限とするために、平成 16 年 9 月に国民保護法を施行した。

この施行に伴い、各自治体においても、事態に対処できる体制作りを図っているところである。

我が国の消防は、昭和 23 年に地域に密着した自治体消防として発足以来、半世紀が経過した。

この間、関係者の努力の積重ねにより、制度、施策及び施設等の充実強化が図られ、国民の安全確保に大きな役割を果たしてきた。

しかし、その一方で、我が国における社会

構造の成熟化や科学技術の高度化に伴う、建築物の高層化・深層化やその使用形態の複雑化、少子・高齢化の急速な進行等による社会情勢の変化によって、各種災害事象は複雑多様化と共に大規模化の様相を強め、そこに犯罪、火災、災害、事故、テロ等の土壌が形成され、未知の災害が生まれ育っていく。

また、地域規模における気象の変動による風水害や日本列島の地殻変動の顕在化に起因する地震災害に代表される大規模な自然災害による影響は、地域社会全体における安全を脅かす大きな脅威となっている。

このような状況下、国民の価値観の多様化とともに、消防の責務はますます増大しており、これら社会の期待に積極的に応え、総合的な消防防災体制の整備推進を図るうえで、消防防災関係職員、消防団員等の教育の充実が必要不可欠となっている。

今後も、国家的視野に立った消防を構築し、それぞれの災害発生を抑止するため、日々対策の手立てを講じなければならない。

常に脅かし続ける未知への災害に立ち向かうために。